

松 峯 区 規 約

令和7年 5月11日

屋久島町松峯区

区 規 約

第一章	総 則	1
第二章	費用負担	1
第三章	役 員	1
第四章	会 議	1
第1節	総 会	1
第2説	評議員会	2
第3説	班 会	2
第五章	会計書記	2
第六章	規約の改廃	2

処 理 規 定

第一章	区費徴収	3
第二章	給 与	3
第三章	評議員会の運営	3

区 長 選 挙 規 定

第1条	目的	4
第2条	選挙管理委員会の設置	4
第3条	立会人	4
第4条	当選人	4
第5条	選挙の手順	4
第6条	選挙権	5
第7条	被選挙権	5
第8条	区長推薦委員会	5

松 峯 区 電 気 会 規 約

松 峯 区 規 約

第一章 総 則

- 第1条 この共同体の名称を松峯区(以下「本区」という。)と称し、組織構成員は屋久島町松峯区に居住する者をもって構成する。事務所を松峯生活館「屋久島町安房1430-20」に置く。
- 第2条 区民の親睦融和を図り、共同の福祉を増進することを目的とし、区民はすべて平等の権利義務を有するものとする。
- 第3条 本区は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 区民相互の親睦と融和に関すること。
 - (2) 区民相互及び団体との連携調整に関すること。
 - (3) 行政情報の活用及び行政との連携調整に関すること。
 - (4) 本区の将来計画の策定及び実施に関すること。
 - (5) その他、本区の目的達成に必要なこと。

第二章 費用負担

- 第4条 区民は別に定める費用負担の方法に従って区の必要な経費、区費を負担する義務を有する。松峯区の電気料金等に関することについて「松峯区電気会」を置く。

第三章 役 員

- 第5条 区に次の役員を置く。
- | | | |
|---|---------|----|
| ① | 区長 | 1名 |
| ② | 公民館主事 | 1名 |
| ③ | 会計書記 | 1名 |
| ④ | スポーツ推進員 | 1名 |
| ⑤ | 班長 | 4名 |
| ⑥ | 監事 | 2名 |
- 2 区長は別に定める選挙規定により選出する。
- 3 会計書記は区長が指名し、総会で承認を受けるものとする。
- 4 公民館主事、スポーツ推進員、監事は総会において選出する。
- 5 班長及び班代表評議員は班会において互選により選出する。
- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 区長は本区を代表し、業務を統括する。
 - (2) 公民館主事は区長を補佐し区長に事故があるとき又は、欠けたときは任務を代行する。
 - (3) スポーツ推進員は区長、公民館主事と連携しスポーツ行事を担当する。。
 - (4) 班長は班を代表し、班活動における連絡調整及び班の運営にあたる。
 - (5) 班代表評議員は役員として区務を推進し、班長と共に班の運営にあたる。
 - (6) 監事は区の事業並びに会計書記の事務を監査し、総会において報告する。
 - (7) ※会計書記については第五章参照。
- 第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 区長の任期は2か年とし、他の役員の仕事は1か年とする。但し、補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 役員には別に定める規定により、報酬手当を支給することができる。

第四章 会 議

第1節 総 会

- 第9条 定期総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議する。
- ① 事業計画の承認
 - ② 予算、決算の承認
 - ③ 規約の改廃
 - ④ 財産の取得または処分
 - ⑤ その他必要な事項

- 第10条 臨時総会は区長が認めたとき、または区民の5分の1以上の署名により要求があったときに開くものとする。
- 第11条 総会は、各戸の代表者の過半数(委任状を含む)が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。
但し、区長が連日呼びかけをし、それでも過半数に満たない場合は書面による議決を有効とし、会議を開き議決することができる。

第2節 評議員会

- 第12条 評議員会は区長、公民館主事、会計書記、スポーツ推進員、班長、班代表評議員、育成会長、明星クラブ会長、婦人部長、民生委員、美化推進委員、青年部長で構成する。また、評議員会は区長が必要と認めたとき、または評議員の4分の1以上の要求あった場合は開くものとする。
- 2 評議員会は次の事項を審議する。
- ① 事業計画の決定
 - ② 予算、決算案の決定
 - ③ 区費の賦課徴収方法
 - ④ 各種規定規則等の制定または改廃
 - ⑤ 総会に提出する議案の決定
 - ⑥ その他必要な事項
- 第13条 評議員会に参与をおき、次の者を委嘱する。
- ① 松峯区に居住する町会議員
 - ② 前区長
 - ③ その他区長が必要と認めたもの
- 2 参与は評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 第14条 評議員会は必要に応じて専門部を置くことができる。

第3節 班 会

- 第15条 班会は班長を中心に運営し、区の活動の基盤となるものとする。

第五章 会計書記

- 第16条 会計書記は出納及び電気に関する業務のほか議事録等の事務を整備し、その収支は必ず証拠書類と適合するよう入念に処理しなければならない。
- 第17条 区長は常に責任を持って予算の実施を把握して会計に協力し、収支に万全を期さなければならない。
- 第18条 区の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第六章 規約の改廃

- 第19条 規約の改廃は総会において、出席者の過半数の同意がなければ決定することはできない。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から実施する。

○ 改正年月日	昭和	63年	4月	1日
	平成	元年	4月	1日
	平成	20年	4月	1日
	平成	22年	2月	21日
	平成	25年	4月	26日
	平成	28年	4月	22日
	平成	31年	4月	29日
	令和	5年	4月	29日
	令和	7年	5月	11日

松 峯 区 事 務 処 理 規 定

第一章 区費徴収

第1条 区民は区規約第二章第4条により毎月最終日曜日午前9時～12時までに生活館に持参し、会計に納入する。但し、行事などにより変更もあり得る。

※現在の徴収金額

・一般家庭	…	月1、800円
・70歳未満の独身者	…	月1、300円
・世帯主が4月1日現在(70歳以上)	…	月 500円

2 区費の査定は評議員会において決定するものとする。

第二章 報酬手当

第2条 区規約第三章第8条により、役員その他の報酬手当の支給を次のとおり定める。

①	区長		月額
②	会計書記		月額
③	公民館主事		年額
④	評議員	・班長	年額
		・一般評議員	年額
		・議長	年額
⑤	監事		年額

第三章 評議員会の運営

第3条 評議員会に議長1名、副議長1名おく。
2 議長、副議長は評議員の互選とする。
3 評議員会の座長は議長が務め、事故ある時は副議長が代行する。
4 評議員会は3分の2以上の出席をもって成立し、決議事項はすべて多数決とする。

第4条 評議員会に総務部、建設部をおく。
2 総務部は予算、決算等に関する事項を推進する。
3 建設部は建設に関する事項を推進する。
4 各部は部長を互選し、部長を中心に運営するものとする。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から実施する。

○ 改正年月日	昭和	63年	4月	1日
	平成	元年	4月	1日
	平成	20年	4月	1日
	平成	22年	2月	21日
	平成	25年	4月	26日
	令和	5年	4月	29日
	令和	7年	5月	11日

松峯区区長の選挙に関する規定

制定 平成25年4月26日

第1条 目的

この規定は、区長の選挙に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 選挙管理委員会の設置

- 1 区長の選出を、公明かつ適切に行うため、選挙管理委員会を設置する。
- 2 区長は、役員会の同意を得て、評議員の中から選挙管理委員を3名任命するものとする。
- 3 選挙管理委員会に委員の互選により、委員長を置く。
- 4 委員の任期は1年とし、補欠によつて選任された委員は、前任者の残任期間とする。
- 5 区長、公民館主事、会計兼書記は委員を兼任することが出来ない。
- 6 委員長は選挙の結果を松峯生活館にて公告する。

第3条 立会人

- 1 選挙管理委員会は投票及び開票時に立会人を置くものとする。
- 2 投票時の立会人は委員長が選挙管理委員を除く、評議員の中から2名任命する。
- 3 開票時の立会人は投票立会人の他、各立候補者が推薦する1名を、開票立会人として同席させることが出来る。
尚、開票立会人は、厳正な姿勢で開票の円滑化を図り、判定を要するものについては意見を述べる事が出来る。

第4条 当選人の決定

- 1 立候補者が1名のときは、無投票当選とする。
- 2 立候補者が複数ときは、得票数の最も多い候補者を当選人とする。
尚、得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定するものとする。

第5条 選挙の手順

- 1 区長の選挙は、立候補制とし、立候補者は文書で選挙管理委員長に届出をしなければならない。
- 2 立候補者の届出の告示は、選挙期日の3日前までにしなければならない。
- 3 立候補者の届出の受付は、告示日の1日限りとし、届出時間は、午前9時から正午までとする。
- 4 投票は3月の第2日曜日、松峯生活館にて行う。
但し、投票時間は午前9時から午後1時までとする。
- 5 投票時間終了後、速やかに開票するものとする。

松峯区電気会規約

- 第1条(名称) この団体は「松峯区電気会」とする。
- 第2条(所在地) この団体の所在地を松峯生活館(熊毛郡屋久島町安房1430-20)に置く。
- 第3条(目的) この団体は松峯区の電気会計を円滑にすることを目的とする。
- 第4条(構成員) この団体の構成員は松峯区の住民をもって組織する。
- 第5条(役員) この団体の役員は松峯区の役員が兼ねる。
- 第6条(運営) 団体は諸問題が発生した場合は、臨時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第7条(財務) 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。
- 第8条(改正) この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第9条(設立年月日) 本会の設立年月日は、昭和60年4月1日とする。
- 第10条(規約施行日) 本会規約は、昭和60年4月1日より施行する。